(3) 廃棄物の不法投棄・不適正処理の防止

廃棄物の処理は、その性状に応じた適切な方法により行わなければならない。

特に、有害な性状により特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「特別管理廃棄物」という。）とされた廃棄物については、人の健康や生活環境に支障を生じさせることがないよう、その性状に応じた適正な処理を確実に行わなければならず、事業者は、排出した特別管理廃棄物の処理を他人に委託する場合においては、他の廃棄物との分別を徹底するとともに、委託基準を厳格に遵守しなければならない。

また、安定型最終処分場については、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着・混入を防止するための仕組みや、浸透水等のチェック機能を強化するなど、適正処理体制の強化を図る必要がある。

廃棄物の処理基準に適合しない処理に対しては、一般廃棄物については市町村、産業廃棄物については都道府県において、生活環境の保全上の支障が生じることを未然に防止するため、行政命令を適正かつ迅速に行うとともに、行政命令違反、不法投棄、焼却禁止違反等の行為については、都道府県警察との連携を強化し、厳正に対処しなければならない。

特に、事業者の責めに帰すべき事由があると認められる産業廃棄物の不法投棄・不適正処理に対しては、事業者に対する措置命令を厳格に行う必要がある。なお、法を遵守しない悪質な事業者に対し、法的拘束力を伴わない行政指導を繰り返し、結果としてこのような事業者が営業を継続することを許容してしまうことが、廃棄物処理及び廃棄物行政に対する国民の不信を招く一因となっていることにかんがみ、地方公共団体は、不法投棄・不適正処理等の違反行為を把握した場合には、迅速かつ厳正に行政処分を行うべきである。

都道府県及び市町村は、廃棄物の不法投棄・不適正処理の早期発見等による生活環境の保全上の支障の発生の未然防止・支障の拡大防止を図るため、新たな技術も活用しつつ、不法投棄・不適正処理に対する監視活動の充実に努めるとともに、関係機関や住民と連携した監視体制の構築を推進するものとする。

また、国は、地方公共団体における監視活動に対する支援、電子マニフェストの機能向上及び普及拡大等に取り組むものとする。

4 優良な処理業者の育成

事業者は、自らの判断により優良で信頼できる処理業者を選定する必要があり、この処理業者の選定を通じた市場競争の中で優良な産業廃棄物処理業者の育成が図られることが基本である。

国は、産業廃棄物処理について、優良な処理業者が社会的に評価され、不法投棄・不適正処理を行う事業者が淘汰される環境を充実させるため、地方公共団体等関係者と連携して優良産廃処理業者認定制度の普及を図る。また、適正処理推進センターを活用して、優良産廃処理業者の情報をインターネットで提供する等の取組を推進することにより、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努めるものとする。

5 不法投棄等の不適正処理事案への対応

廃棄物の不法投棄等の不適正処理が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるときは、原因者等の責任において支障の除去等の措置を行わせることを基本とし、国は、都道府県等に対し、必要に応じて適切な助言等の支援を行うものとする。

また、不法投棄等の不適正処理が行われたものの、現時点では直ちに支障の除去等の措置を必要としない区域についても、都道府県等は、当該区域の状況等を定期的に把握し、当該区域から新たな支障が生ずることがないよう努めなければならない。

6 廃棄物の輸出入

廃棄物の輸入については、我が国における処理技術の向上や企業の社会的責任の高まりを受け、途上国では適正処理が困難であるが我が国では処理可能な廃棄物を受け入れて適正に処理する取組が進められている。こうした取組は、途上国の環境負荷を低減させ、地球環境保全にも資するものであり、また、我が国の事業者が排出した廃棄物を輸入する場合にあっては、広義の排出事業者責任を全うするものであることから、国内における適正処理が確保される限りにおいて、積極的に推進していくものとする。

また、廃棄物の輸出については、国内処理原則及び排出事業者責任の徹底の観点から厳格な確認を行っているところであり、輸出確認の対象とすべき廃棄物については、引き続き輸出検査時における廃棄物該当性の判断指針の明確化や監視体制の維持・強化等を図る。

四　廃棄物処理施設整備の実施に関する基本的な事項

廃棄物処理施設整備事業の実施に当たっては、廃棄物処理法第五条の三第一項の規定に基づく廃棄物処理施設整備計画に定める目標の達成に向けて重点的、効果的かつ効率的に進めるものとする。

1 今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標

(1) 一般廃棄物処理施設

イ 中間処理施設

一般廃棄物の中間処理施設について、国は、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である平成三十二年度において必要な処理能力を確保できるよう、その整備を推進する。

このうち、再生に係る施設については、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。とりわけ、食品廃棄物の再生利用に係る施設については、食品リサイクル法等に基づき、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用の取組の更なる促進が求められていること等も踏まえ、必要な処理能力を確保できるよう、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組む。

また、焼却施設については、焼却が必要な一般廃棄物量を適正に焼却できるよう、広域的かつ計画的な整備を推進することとする。この際、発電施設等の熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を優先するものとする。中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。現状（平成二十四年度）において、焼却された一般廃棄物量のうち約七十九パーセントが熱回収可能な施設で処理されており、同約六十六パーセントが発電施設の設置された焼却施設で処理されている。これに対し、平成三十二年度において、焼却された一般廃棄物量のうち発電設備の設置された焼却施設で処理されるものの割合を約六十九パーセントに増加させることを目標とする。

ロ 最終処分場

平成二十五年三月三十一日現在の一般廃棄物の最終処分場の残余年数は十九・七年であり、この水準を維持するものとする。しかしながら、地域によっては一般廃棄物の最終処分場の残余容量がひっ迫している場合があることにかんがみ、残余容量の予測を行いつつ、地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備するものとする。また、国は、最終処分場に埋め立てた廃棄物を有効活用・減量化するための取組を支援する。

(2) 産業廃棄物処理施設

イ 中間処理施設

産業廃棄物の中間処理施設について、国は、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である平成三十二年度において必要な処理能力を確保できるよう、その整備を推進する。

このうち、再生に係る施設については、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。

また、焼却施設については、地域ごとの発生量のばらつきを考慮しつつ、必要な焼却量を適正に焼却できる処理能力を確保できるよう整備することを目標とする。この際、熱回収が可能な焼却施設の整備を優先するものとする。

さらに、民間事業者による適正に焼却処理できる施設の更新及び新設による整備を推進しつつ、これらの整備状況を踏まえ、産業廃棄物の適正処理を確保するために必要がある場合には、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を促進する。